

茅ヶ崎市本庁舎整備に関する住民投票条例

平成 25 年 1 月 23 日地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により、茅ヶ崎市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり意見を付けて議会に付議する。

平成 25 年 2 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

提案理由

本案は、地方自治法第 74 条第 3 項の規定により提案する。

茅ヶ崎市本庁舎整備に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市が現在進めている市役所の本庁舎整備に関して市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって住民自治の拡充を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の選択肢について住民投票を行う。

- (1) 新庁舎建設に賛成
- (2) 現本庁舎の耐震補強に賛成

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を茅ヶ崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して70日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

(投票有資格者)

第5条 投票有資格者は、この条例公布の日現在において、永久選挙

人名簿に登載されている市民とする。

(情報公開)

第6条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、第2条各号の選択肢について必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第7条 住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票結果の告示等)

第8条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第9条 市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、委任を受けた選挙管理委員会が規則を定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市長意見書

本市における公共施設は、その多くが昭和40年代から50年代にかけて整備してきたものであり、耐震性や設備の老朽化など、様々な課題を抱えております。このような課題がある公共施設の再整備を計画的かつ効果的に行うため、平成20年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定いたしました。この計画において、市役所本庁舎は、その耐震性能に課題があるため、その整備の方針としては、「建て替え」による整備と位置付けております。

市役所は、職員が行政事務を執行する事務室という機能だけでなく、窓口などにおける市民サービスの中心となる施設であるとともに、災害時においては、初動体制の早期確立や被災者の支援、発災後の復旧・復興のための業務の遂行などを行う上での拠点となる重要な施設であり、大地震が起こっても構造体を補修することなく建物が使用できることが必要であると考えております。

しかしながら、昭和49年に建設された現在の市役所本庁舎は、平成21年度に改めて耐震診断を実施したところ、建物の耐震性能を示す構造耐震指標値（ I_s 値）が0.25と本市の公共施設の中で最も低い値であり、大地震が発生した場合、「地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊をする危険性が高い」施設であることが判明いたしました。市役所本庁舎は、来庁者や職員の安全や情報システムのセキュリティ等の確保に大きな課題を抱え、災害時における初動体制の確立や発災後の復旧・復興のための業務を遂行することが難しい状況にあると言わざるを得ず、市役所本庁舎の耐震性能を確保することは、早急に解決すべき大きな課題であります。

そこで市は、仮設庁舎の建設による市民の皆様が利用する窓口の安

全性の確保や情報セキュリティシステムの移設等、市役所本庁舎の緊急対策を講ずる一方、建築構造や事業手法の専門家の方々に参画いただきながら市役所本庁舎再整備の具体的な方向性を示す「茅ヶ崎市役所本庁舎再整備基本方針」を平成22年8月に策定いたしました。

この基本方針の策定に当たりましては、国の「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づき、庁舎は大規模災害発生時の初動体制の確保と業務継続のために必要となるI s値0.9以上を確保する必要があるということを前提として補強工法を検討いたしました。

鉄骨ブレースを設置する在来補強工法や制震装置の設置による制震補強工法では、通路や執務空間に補強ブレースや制震装置が多数設置されることとなり、事務室が狭隘^{あい}となるだけでなく、市民の皆様への窓口サービスにも支障を来すなど、庁舎に必要な機能が損なわれることとなります。

免震補強工法のうち事業費が低額である中間層免震工法を採用した場合には、工事完了後の耐用年数が残り約20年の建物に対して設備機器などの更新工事費用を含めて約38億円という多額の事業費が必要となるだけでなく、庁舎を使用しながら工事を実施する場合は、工期も建て替えと同程度の期間を必要とします。また、免震補強工法であってもバリアフリーへの対応を図ることはできません。

建て替えの場合では、総工事費用は約72億円を見込んでいますが、建設費用を耐用年数で除した1年当たりの施設整備費用で比較した場合、中間層免震工法の場合は約1.9億円であるのに対し、建て替えの場合は約1.2億円であると試算しております。また、市役所本庁舎の空調設備や給排水設備は耐用年数を過ぎ、機能低下が顕著である上、省エネルギー化対策もほとんど施されていないことから、最新の設備と比較すると維持経費により多くの費用が必要となります。

このように、市民の皆様のご利便性や費用対効果の観点、さらには本市の財政状況を踏まえ総合的に判断した結果、「建て替え」を最良の方法として改めて選択をいたしました。

このような判断に至る計画や方針を策定する過程では、検討した経過や内容については、ホームページや広報紙のほか、検討経過報告会や市民フォーラム、出前説明会などを通じて市民の皆様と情報共有を図るとともに、市民の皆様から多くの御意見や御要望をいただきながら進めて参りました。また、議会におきましても、平成19年6月に公共施設整備対策特別委員会が設置されて以来、同委員会を通じて行政として検討した経過やその時々状況について御報告し、議論を重ねていただきました。このように、市役所本庁舎の建て替えにつきましては、多くの市民の皆様や専門家の方々、市議会と長い年月をかけてしっかりと議論をし、一つ一つ積み上げてきた結果、平成24年3月から、市役所本庁舎建て替えの第一歩となります基本・実施設計を進めているところであります。

今回の茅ヶ崎市本庁舎整備に関する住民投票条例案（以下「住民投票条例案」といいます。）は、市役所本庁舎整備に関する住民投票の実施を求めることを内容としたものであります。住民投票の制度については、間接民主制を補完する制度として意義のある制度であり、また、茅ヶ崎市自治基本条例に規定されているように、本市における自治を推進する上で有効な手法であると認識しております。

しかしながら、市民の皆様のご安全安心を確保するためにも、災害に強いまちを目指して、行政拠点地区のまちづくりを推進し、消防本部との一体化による防災体制の強化を図る市役所本庁舎の建て替えは、将来の茅ヶ崎市を見据えた上で早急に取り組むべき重要な事業であり、また、このような重要な事業であるからこそ、市民の皆様や専門

家の方々、市議会と長い年月をかけて様々な角度から議論を積み重ねてきたところであります。

したがって、今の時点で住民投票を実施し、単に建て替えか耐震補強かを定めることは、これまで多くの方々と丁寧に議論して築き上げてきた結果とこれに到る過程をないがしろにするものであり、到底容認できるものではありません。

次に、この住民投票条例案につきまして意見を申し述べます。

まず、第2条には、第1号及び第2号として住民投票の選択肢が定められておりますが、第1号のように「新庁舎の建設」といっても、その規模をどのようにするかは様々な考えられますし、第2号のように「現本庁舎の耐震補強」といっても、耐震補強の程度や工法等によっては、経費が大幅に異なるとともに、窓口サービスなどにおける市民の利便性や執務空間などにも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このように新庁舎の規模や耐震補強の程度、工法等を明らかにせず、単に「新庁舎の建設」又は「現本庁舎の耐震補強」を選択肢とすることは妥当ではないものと考えます。

次に、この住民投票条例案には、「投票の方式」や「有効投票、無効投票等の投票の効力」、「期日前投票や不在者投票の実施の有無」の規定など、住民投票を執行する上で、重要な規定が定められておりません。

例えば、「投票の方式」でいえば、「1人1票の投票なのか、複数の投票なのか」、「投票は、秘密なのか、公開なのか」など、どのような投票方式とするのかを判断することができず、これでは住民投票を適正に執行することは困難と言わざるを得ません。

また、この住民投票条例案には、住民投票の成立要件たる投票率に関する規定が定められておりません。第1条において「市民の意思を明らかにするための住民投票を行う」とし、第9条において「住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されていることを考え合わせると、住民投票の成立要件となる最低投票率を設ける必要があると考えます。

市役所本庁舎の建て替えにつきましては、以上で述べましたように、これまで長い年月をかけて市民の皆様にしつかりと御説明をし、御理解をお願いしながら進めてきた事業であることから、投票結果のみをもって判断する「茅ヶ崎市本庁舎整備に関する住民投票条例」を制定して住民投票を実施する必要はないと考えるものです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって東北地方は甚大な被害を受け、市庁舎が使用不能となった自治体もあります。そうした自治体では、使用することができる公共施設に分散して市民サービスを継続しなければならない状況が続いております。このような状況を見るに、市庁舎は災害が発生したときにも必要な機能が確保できなければならないということを改めて認識したところであり、今後におきましても、市役所本庁舎建て替えに係る情報を市民の皆様や市議会にお示しし、御理解をいただきながら事業を進めて参りたいと考えております。

平成25年2月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明